

新潟県中越地震被災者の救済と生活再建のための
支援の抜本的強化に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成16年12月21日

提出者

9番 本間まさよ

15番 山本ひとみ

武蔵野市議会議長 田中節男 殿

新潟県中越地震被災者の救済と生活再建のための
支援の抜本的強化に関する意見書

新潟県中越地方を襲った震度6～7の大地震と、その後のたび重なる余震によって、甚大な被害が発生しています。

新潟県の発表では、11月20日までの死者は40名、重軽傷者は約3,000名、亡くなった方の半数は、地震によるショック死や避難生活のストレスが引き金となったものです。各地の避難所では依然として多くの住民が今なお避難生活を余儀なくされ、その中にはテントや車での寝泊りをしている住民もいます。

家屋の全壊が2,000戸を超え、半壊も4,000戸を超えるなど、住宅の被害も甚大です。

日本でも有名な産業が打撃を受け、震災を理由にして勤務先を解雇される人々もふえています。

このように、今回の地震が深刻な被害を及ぼしていることとともに、被災者の独特な実態を考える必要があります。それは、この地方が豪雪地帯であること、住民が集落ごとのコミュニティで支え合って生活してきていること、高齢化率が非常に高い、というものです。今回の震災に対しては、これらの独特の条件と実態に即した支援が必要です。

よって、武蔵野市議会は、政府に対し下記の被災地域救済と生活再建のための措置を緊急に講じることを求めます。

記

1. 避難生活を余儀なくされている被災者のメンタルヘルスも含め、健康管理に万全を尽くすため、医療・保健体制を抜本的に強化すること。
2. 降雪期が迫っているもとの、希望者全員が入所できるよう仮設住宅を速やかに設置すること。その際、豪雪に対応するとともに、地域のコミュニティを壊さないよう配慮すること。
3. 生活再建のための支援の抜本的強化と住宅再建への公的支援を強めること。
4. 地元産業の復興に全力を挙げ、破壊された農地と農業被害への補償などを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成16年12月 日

武蔵野市議会議長 田中節男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて